

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社B（以下「会社」という。）に塾講師として採用され、同社のH部に所属し、勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月に同社のI部に異動になった直後から、気分の落ち込み、注意散漫、不眠等の症状が出現したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務が原因であるとして、監督署長に対し休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認

められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「専門部会」という。）は、その意見書において、請求人は平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.21 遷延性抑うつ反応」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状の推移及び医証等に鑑み、同専門部会の意見は妥当であると判断する。なお、請求人は、発病時期は同年〇月下旬であると主張するが、医学的裏付けがなく、当該主張は採用できない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、本件疾病の主な発病原因について、要旨、①平成〇年〇月にH部からI部に配属が変わったこと、②平成〇年〇月に退塾率のことを言われるようになったこと、③長時間の時間外労働を行ったことであると主張する。

(イ) 上記①の出来事は、認定基準別表1の「仕事内容・仕事の質の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、請求人自身が会社のI部を希望していたと述べており、すなわち、希望がかなった配置転換であったと認められる。また、請求人は配置転換時の平成〇年〇月時は仕事を精神的に苦痛に感じたことはなかったと述べており、請求人の会社に勤務するまでの3箇所6年間の他塾での講師としての実績からしても、仕事内容の変化があったことの心理的負荷はそれほど大きくはなかったと考えられることから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 上記②について、請求人は、退塾率ランキングの結果が精神的負担であったと主張している。退塾率の数値の向上等について会社が請求人に指示していると捉えれば、当該指示は認定基準別表1「達成困難なノルマが課された」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかしながら、D部長は、「退塾率というより担当生徒数により給与に反映すると思いますが、ひとつの目安に過ぎません。退塾率は賞与に反映してくると思います。また、退塾率が良くないからと言ってなんらペナルティはありません。」と申述している。請求人自身も「給与ですがI部にいたほうがH部にいるより高額になります。」と述べている。そうすると、請求人にとっては、退塾率ランキングの結果を心理的負担に感じていたとしても、その結果によって給与が減額される等の特段のペナルティはなかったと認められることから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(エ) 上記③の長時間労働を行ったとの主張については、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間の時間外労働時間数は、最大でも発病前4か月前の月20時間30分である。請求人は、自宅で予習を行った時間を労働時間数として加算すべきだと主張しているが、本件資料からは会社上司からの自宅での予習に関する業務指示は認められず、また、請求人が予習に要した時間を証する根拠も見いだせないため、出来事としては評価できない。

(4) したがって、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷は「弱」の出来事が二つであり、全体評価は「弱」であって、

「強」には至らず、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張について、本件資料を子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

(5) 本件の資料からは、業務以外の心理的負荷及び個体側要因は認められない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。